

# 法務省：「会社法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

『会計情報』編集部

法務省は「会社法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行い、令和4年12月26日(月)に結果を公表した。本省令案は、事業報告に記載又は記録すべき事項の一部、貸借対照表及び損益計算書に記載又は記録すべき事項並びに連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載又は記録すべき事項について、電子提供制度における書面交付請求をした株主に交付する書面（電子提供措置事項記載書面）に記載することを要しない事項とするとともに、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象事項においても同様の見直しをするため、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）並びに会社法

施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和3年法務省令第45号）の改正を行うものであり、令和4年10月7日(金)から11月7日(月)まで、意見募集を行っていたものである。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「会社法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集 | e-Govパブリック・コメント](#)

以上